

令和元年度 第2回江津市農業委員会総会

日時：令和元年5月20日(月) 午前9時30分～

場所：江津市地場産業振興センター 1階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 議案 第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第2号 非農地証明について

第5 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第6 その他

○ 出席農業委員（9名）

1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番藤井孝子、4 番和田幸子

6 番大村理之、7 番山本秀彦 8 番田代和秋、9 番深野政勝

10 番原田和徳

○ 出席推進委員（10名）

佐々木康規、佐々木要、河村博幸、井上清澄、流理森、湯浅憲昭

仲津和法、壺岐和功、階本誠一、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長笠井裕司 次長藤田佳久

○ 午前9時30分 農業委員会総会 開議

局 長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和元年度、第2回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会 長 おはようございます。今回は令和元年度第2回となっていますが、先月は平成最後の第1回で、今回は2回となります。新たな令和ということでございます。令和最初の総会ですが、ご案内のように非常に議題が少なく、早く終わ

るかもしれませんが、よろしくお願いいたします。それでは、ただ今より、令和元年度、第2回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は二本木委員と柳原委員と崎谷推進委員から欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。なお、出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。また、発言の際には、挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 ご了解いただきましたので、2番 山田委員、3番 藤井委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法第18条第6項

会 長 次に日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

事務局 議案書は2ページをご覧ください。18条第6項の規定による届出です。農地の所在は●●●●、地目は登記簿現況ともに田で、面積は●●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。賃借人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。解約届出日と解約成立日と土地引渡時期は平成31年4月26日です。解約の理由は合意解約です。以上です。

会 長 ただ今、事務局より報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようですので、この件につきましては報告のとおり、ご了承願います。

農地法 第5条

＜ 都野津町 ＞

会 長 次に日程第3、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は3ページをご覧ください。場所は位置図の1ページをご覧ください。

農地の所在は●●●●、地目は登記簿現況ともに畑で、面積は●●●㎡です。権利は所有権移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、会社員の方です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●、会社員の方です。転用目的は個人住宅です。転用理由は、申請地を譲り受けて個人住宅を建てたいということです。申請人は木原行政書士さんで、対価は10aあたり●●●●千円です。担当委員は深野委員で、工期は許可の日から令和2年4月30日ということです。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。

9 番委員 位置図の1ページをご覧ください。左側に斜めに9号線が通っております。右が和木方面で、左が敬川方面です。都野津西交差点を100m弱、江津皆井田線を跡市方面へ進み、左折して●●●mくらい進んだ所に申請地がございます。位置図には何も書いてありませんが、申請地の左隣と斜め左上の土地には家が建っており、申請地の右側にも最近建っています。申請地の北側は空き地になっています。申請地は畑になっていまして、野菜等が作ってありました。北側は荒れ地のようになっていました。周辺はほとんど宅地化されておりますので、問題はないかと思えます。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

非農地証明

＜ 和木町・都野津町 ＞

会 長 次に日程第4、議案第2号「非農地証明の1について」を議題といたします。今回の非農地証明は3箇所ありますが、●●●●地内と●●●●地内で箇所が隣接しております。また、申請人が同一でありますので、一括審議といたします。事務局の説明に続き、●●●町の箇所につきましては原田委員と野村

推進委員から、●●●町の箇所につきましては深野委員と仲津推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 4 ページをご覧ください。場所は位置図の 2 ページをご覧ください。写真も用意しておりますので、そちらもご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿が田で現況は原野、面積は●●●㎡です。続きまして、●●●●、登記簿が畑で現況は原野、面積は●●●㎡です。続きまして、●●●●、登記簿が畑で現況は原野、面積は●●●㎡です。田が●●●㎡で畑が●●●㎡、合計●●●●㎡です。権利種別は非農地証明です。所有者は●●●●さん、住所は●●●●の方です。非農地の事由は、申請地は昭和 51 年月日不詳より耕作しておらず、原野となっているということです。申請人は本藤行政書士さんで、●●●●町の担当委員は原田委員と野村推進委員、●●●●町の担当委員は深野委員と仲津推進委員です。以上です。

会 長 それでは、●●●町の箇所につきまして、原田委員から調査結果の報告をお願いします。

10 番委員 位置図の 2 ページをご覧ください。5 月 15 日に見て回ったのですが、位置図の右手の方に、上から下にかけて和木川が流れています。その右手に一本道が通っているのですが、上の方へ進むと国道 9 号線に当たります。丁度、地図の切れた辺りから 100m くらい上の方になります。出た所は●●●●旅館が正面に点滅信号がある所に出てきます。現地は 9 号線から●●●●旅館の所を、この上から下へ走っている道に入りまして、細い道ですが真っ直ぐ進んでいきます。地図は切れていますが 50m ほど進みますと、和木のお宮の大年神社があります。川沿いに●●●●さんというお宅がありますが、以前はあれこそ 50 年くらい前は、この●●●●さんの家から申請地の●●●●へ向かって、歩いて上がれるような道がありました。そこから上がるかと思って行ってみたのですが、もう 50 年前のことなので、今は草等で藪になっていまして、現状では上がれない状況でした。本藤行政書士さんに、申請地の所に都野津方面に向かって道があるようなので、そこから行けるのだろうかを確認をしたら、以前は通れたけど現在は通れない状態なので行けませんということで、現地の確認は航空写真という形で見ないと難しいのではと。墓もあるそうですが、申請人の本人さんも行ったことが無いような所ですので、現地に行くのは難しいとい

う回答を頂きました。一応、山の下から見て確認をしたということと、航空写真で見て頂いて現地には行けない状況なので、農地としては申請のとおり活用はしておらず、原野になっているというように下の方から確認をさせて頂きました。以上です。

会 長 それでは、続いて野村推進委員から調査結果の報告をお願いします。

野村推進委員 位置図の右側に●●●●さんの家がありますが、こちらは●●店をされておりまして、家の先に小さな建物がございまして、こちらは作業場となっています。先程、原田委員が言われたように、以前は作業場の所から上がる道があったようです。私も覗いて見てみましたが、とても行けるような道ではありませんでした。近くの農家の方に話を聞きましたら、以前は人が通っていたが、もうずいぶん長い間人は通っていないと話しておられました。ですので、現地確認はすることが出来ませんでした。判断としましては、航空写真で判断することとでございますけれど、一面が原野化をしておりますので農地としての利用は難しいと判断いたします。以上です。

会 長 それでは、●●●町の箇所につきまして、深野委員から調査結果の報告をお願いします。

9 番委員 15 日の午前中に、仲津推進員と現地調査ということで確認をいたしました。申請を出された浅野さんの家に伺いましたが、留守でしたのでどういう状況かお聞きすることが出来ませんでした。位置図を見て頂きますと、左側に 9 号線がありまして、位置図の真ん中の辺りに細い道がありますが、この道から申請地に行けるのではないかと思います。行ってみましたが草が生い茂っていて、行けるような状況ではありませんでした。それで都野津の八十八ヶ所の所の、以前に都野津の火葬場があった所の辺りに宮があるのですが入りまして、あちこち回りながら現地が確認できる所がないかと探しましたが、ありませんでした。大体、あそこの部分だろうという辺りですが、後で仲津推進委員に見て頂いたのですが、周りは山林化していることは確かです。どうにもならないということで、現地には行けないという状況です。●●●●については、山林というよりも竹が茂っているという現状ですので、非農地として申請されてもやむを得ないかと思います。以上です。

会 長 それでは、続いて仲津推進委員から調査結果の報告をお願いします。

仲津推進委員 15 日に深野委員と現地に行こうと努力をしましたが、昭和時代に私も子供と一緒に都野津町の八十八ヶ所、古代史めぐりというものがあるのですが、昭和 4 年から始まっております。その関係で、道中あったので行けるのではないかとということで後日、一人で行って見ましたが、位置図中央にあります和木の細い道の中央付近に、●●●さんと●●●さんという家がありまして、その先まで車で行きまして、そこから歩く道があったのですが、草が腰の高さまでありまして、その道を進むのは止めようということになりました。昔、都野津の製材所がありましたが、三角形に入る木村窯業所へ行く通りから行けるだろうと思って行ったのですが、●●●●の手前に建物のような物がありますが、これはお堂で古代史めぐりの八十八ヶ所の六十番のお大師様です。ですから、接待はされるのだと思います。以前はお神酒が出ていたと思いますが、今は菓子がある程度ではないかと思います。それでこの下にある●●●●さんは分家になるそうです。申請されたのは本家で●●●●の方だそうです。位置図の中央下に溜め池のようなものがありますが、ここの手前を歩く道で行かれます。申請地の右側だと思いますが、●●●●さんの墓地がありますので、墓参り等で草だけは刈られるのではないかと思います。申請地の場所ですが、周りが竹林になっていまして、道中には田畑やはんどより大きい水を溜めるような跡はありましたので、農地であったのかなと思います。現在は、竹林等で行くことが出来ません。帰りは、9 号線沿いに●●●●という食堂があるのですが、ここから山を見ますと、津波等の避難用の非常階段がありあります。結局、そこを下りて来る方が近かったです。ですので、現地はほとんど竹林ですので、非農地申請はやむを得ないかと思います。以上です。

会 長 皆さんそれぞれ大変な調査をして頂き、本当にご苦労さまでした。ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 1 については、証明することに

決しました。

農用地利用集積計画

会 長 次に日程第 5、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利
用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてを
ご覧頂きたいと思います。まず、1 ページをご覧下さい。今回は●●●●地区で●●●●
町と●●●●町が出ております。●●●●町は田が●●●●㎡、再設定で出
ております。●●●●町は田が●●●●㎡、新規で出ております。合計で●●
●●㎡です。次に 2 ページをご覧下さい。農地の所在は●●●●、登記簿現況
ともに田で●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに田で●●●●㎡
です。同じく●●●●、登記簿現況ともに田で●●●●㎡です。合計面積が●●
●●㎡です。再設定です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●
の方です。利用権の設定を受ける者が●●●●さん、住所は●●●●の方で
す。利用目的は田で、期間は●●年、10a 当り賃借料は●●●●円の賃貸借
です。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに田で面積が●●●●㎡です。
新規です。権利の設定をする者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利
用権の設定を受ける者が●●●●、住所は●●●●の方です。利用目的は田で、
期間は●●●●の使用貸借、農地中間管理事業です。続きまして、●●●●、
登記簿現況ともに田で面積が●●●●㎡です。新規です。権利の設定をする者
が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が●●●●
●●です。利用目的は田で、期間は●●●●の使用貸借、農地中間管理事業です。
以上です。

会 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、
江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件につい
て、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。承認される方の挙手を
お願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号については、承認されましたので、

江津市に「異議なし」と回答いたします。その他については、総会終了後に行います。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第２回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回は６月２０日の木曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前 10 時 30 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員